



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 13 日（日曜日）号外 第 36 号の 3

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 44,400 円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限の変更 ----- (家畜防疫対策課) 1

告 示

宮崎県告示第 974 号の 3

令和 2 年宮崎県告示第 944 号の 2（家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限）を次のとおり変更する。

令和 2 年 12 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
 - (1) 移動制限区域
 - ア 日向市東郷町下三ヶ（中水流、鹿文字山、八ツ山、柳原、龍馬、雪車塚、下村、中村、上村、董ヶ窪、崩レ）
 - イ 美郷町南郷中渡川（日平、ソグウセ、杭谷）、南郷神門（杭谷、黒岩、山麦、新右衛門田、下名木、五味、石越、渡場瀬、向山）、南郷水清谷（下田の原）